

掲 示

「令和6年度松本砂防事務所災害時等支援業務」に 必要な資格を有する法人の公募について

標記について、下記により資格者資料を公募する。

審査の結果、3. の応募要件を満たすと認められる災害時等支援者（以下「支援者」という。）がいる場合は、その者が所属する民間会社又は公益法人等を「令和6年度松本砂防事務所災害時等支援に関する協定書」（以下「協定書」という。）の締結の相手先として指名する予定である。

令和6年2月16日
北陸地方整備局
松本砂防事務所長
石尾 浩市

記

1. 業務概要

本業務は、北陸地方整備局松本砂防事務所管内等における自然災害（出水、土石流、地震等の災害）時の情報収集、提供、応急復旧工法等のアドバイスなどの支援業務を行うものである。

この業務を遂行する支援者は砂防事業のみならず、管内の直轄砂防施設の状況、梓川流域、高瀬川及び姫川流域の状況を熟知していることが必要であり、また、大規模土砂災害時には信濃川流域、姫川流域、新潟焼山(火山)に係る調査等も実施する場合がある。

このため、緊急時等の出動要請に対して速やかにその態勢を確保し、又は出動要請に応じることが出来る支援者を有する法人の公募を実施するものである。

- (1) 業務名 令和6年度松本砂防事務所災害時等支援業務
- (2) 業務場所 松本砂防事務所管内等
- (3) 業務内容 ① 松本砂防事務所管内等の自然災害等に関する情報の収集・提供
② 応急復旧工法等に関するアドバイス
③ 関連組織との連携・調整
④ その他、自然災害に対する危機管理業務
- (4) 有効期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 業務目的

本業務の目的は、松本砂防事務所管内等において自然災害が発生した場合又はその発生のおそれが生じた場合等に、松本砂防事務所と締結する協定書に基づき、土砂災害防止や災害復旧活動に関する活動の支援を行うものである。

3. 資格者資料を求める対象者

資格者資料を提出できる者は、以下の要件の全てを満たしていること。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- ② 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く）における令和5・6年度の「一般土木工事、測量、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務」のいずれかに係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 業務執行体制に関する要件

1) 地理的条件

- ① 松本砂防事務所管内における災害時等に支援者の派遣が可能な法人であること。
- ② 支援者の自宅又は勤務地を出発地点として、自家用車又は公共交通機関を利用して概ね2時間以内に松本砂防事務所又は梓川出張所・高瀬川出張所・姫川出張所のいずれかに到着できること。

2) 支援者の資格又は行政経験等に関する要件

支援者は北陸地方整備局管内で以下のいずれかの資格又は行政経験等を有すること。

- ① 斜面判定士の資格を有する者であること。
- ② 斜面判定士に関わる講習会の受講を修了した者であること。ただし、直近年度の修了証の写しを添付のこと。
- ③ 砂防行政経験を有する者であること。

3) その他

- ① 応募者が多数あった場合は、総合的に判断し指名しない者もある。

4. 資格者資料の作成及び提出

(1) 担当課

〒390-0803 長野県松本市元町1-8-28

北陸地方整備局 松本砂防事務所 総務課 建設専門官

電話 0263-33-1115 (代表) 内線402
電子メール matsumoto-keiyaku@hrr.mlit.go.jp

(2) 資格者資料作成要領の交付期間、場所及び方法

上記4.(1)に記載の電子メールアドレスにより交付する。交付を希望する者は、上記4.(1)に記載の電子メールアドレスまで資料を要求することとし、必ず受信の確認をすること。交付期間は令和6年2月16日(金)から令和6年3月7日(木)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。なお、電子メールによる交付を受けることができない場合は、返送用の封筒(切手添付)及び電子媒体(CD-R等)を4.(1)宛てに送付すること。(交付期間内にお手元に届くようご送付ください。)

(3) 資格者資料の提出期限並びに提出場所及び方法

令和6年3月7日(木) 17時00分

上記4.(1)に記載の電子メールアドレスに提出資料をPDF化し、暗号化した上で送付することとし、必ず受信の確認をすること。なお、電子メールによる提出ができない場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)するものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定関係の郵送である旨の記載をすること

5. 資格者資料の内容についての質問

(1) 質問の提出は、上記4.(1)に同じ方法とする。

①質問の受付先 : 上記4.(3)に同じ。

電子メール: matsumoto-keiyaku@hrr.mlit.go.jp

②質問の受付期間: 令和6年2月16日(金)から令和6年2月26日(月)まで
上記期間の土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時から17時まで

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日間(休日を含まない)以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所: 上記4.(1)に同じ。

②閲覧期間: 回答の翌日から資格者資料の提出期限の前日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時から17時まで

6. 非選定理由に関する事項

(1) 資格者資料を審査した結果、資格要件を満たしていない者に対しては、災害時等支援業務への参加者として、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を書面(非選定通知書)をもって、北陸地方整備局松本砂防事務所長から通知する。

(2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、北陸地方整備局松本砂防事務所長に対して非選定理由について説明を求めること

ができる。

(3)上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

(4)非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

①受付場所：上記4.(1)に同じ

②受付日時：9時～17時まで

7. 災害時等支援業務への参加通知及び協定書締結のための協議

資格者資料を審査した結果、資格要件を満たした者に対しては、災害時等支援業務への参加者として、当該業務を発注する北陸地方整備局松本砂防事務所長から別途通知するほか、別添に示す「令和6年度松本砂防事務所災害時等支援業務に関する協定書」（以下「協定書」という。）の締結のための協議が行われる。

8. その他

(1) 提出された資格者資料は返却しない。

(2) 資格者資料に関する問い合わせ先は4.(1)に同じ。

(3) 詳細は資格者資料作成要領による。

(4) 本業務の協定締結は令和6年3月25日(月)を予定している。

以 上